

ぜんこくDB企業年金基金に加入している皆さまへ 2024年12月からiDeCo(個人型DC)のルールが改正されます

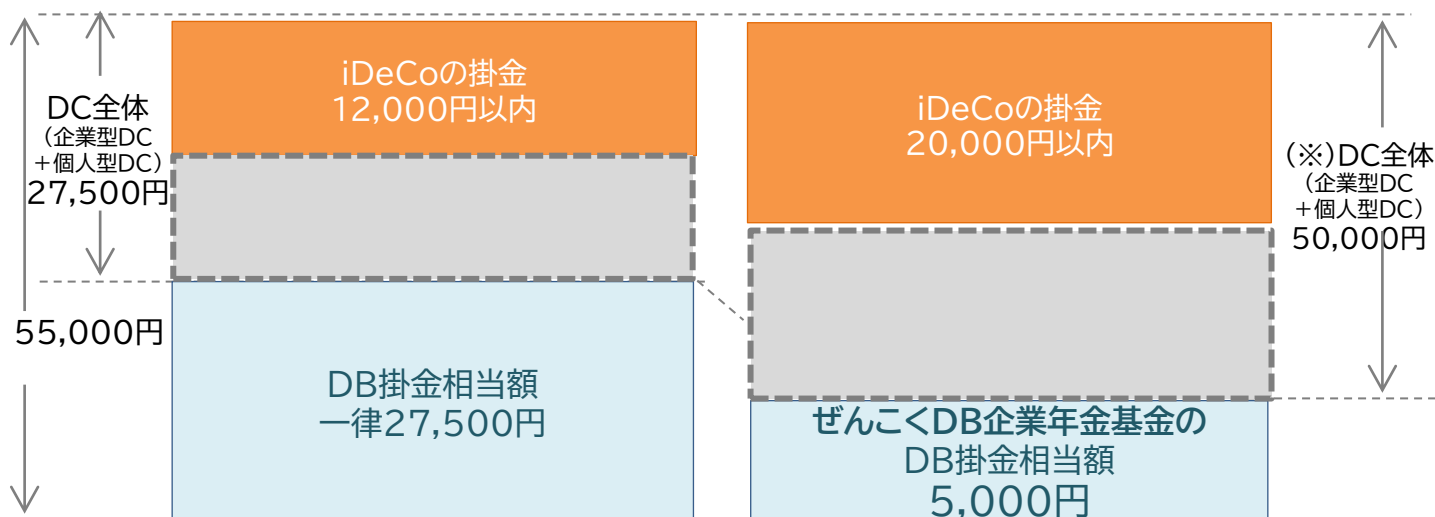


イメージ図を参照しながら
法改正の影響を確認しましょう

ぜんこくDB企業年金基金における法改正に伴う影響

【～2024年11月】

【2024年12月～】



ポイント

①

法令上のDC(企業型DC+個人型DC)掛金上限額

27,500円/月
【法令上のDC掛金上限額】

(※)50,000円/月
【法令上のDC掛金上限額】
に上限額が**増加します**

(※)法令上のDC掛金上限額50,000円/月は現時点ではiDeCoのみに適用されています。自身の会社で独自にDC制度を活用している場合は、今後制度の変更等を実施したときから適用となりますので所属する会社に確認ください。

ポイント

②

iDeCo掛金上限額

法改正前
12,000円/月

法改正後
(※)20,000円/月
に上限額が**増加します**

(※)自身の会社で独自に企業型DC制度を活用し、毎月の掛金が30,000円超の場合はDB掛金相当額+企業型DC掛金+個人型DC掛金の合計で55,000円以内とする必要があり、仮に超過した場合は個人型DCの掛金が減額となる可能性がある点にご注意ください。

問い合わせ先

ぜんこくDB企業年金基金/TEL:076-268-5566